

新型コロナウイルス感染症に係る教職員、有期雇用職員及び業務限定職員の休暇について

R2.3.19 事務局総務課

事由	休暇種類	休暇期間	添付書類	根拠規定 ^{※1}	補足
①職員本人が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合 (検疫法第15条に規定する隔離の対象となった場合及び感染症予防法 ^{※2} 第18条第2項に規定する就業制限の対象となった場合を含む。)	傷病休暇 (有給)	必要と認められる期間	診断書	教職員：第37条第1項第5号 有期雇用：第20条 業務限定：第23条	通常の傷病休暇の取扱いと同様。
②職員本人が停留の対象となった場合(新型コロナウイルス感染症を検疫法第34条の感染症の種類として指定する等の政令第3条において準用する検疫法第16条第2項)	特別休暇 (有給)	必要と認められる期間	証明書及び疎明書(経緯等)	教職員：第37条第1項第13号 有期雇用：第9条第1項第2号ハ 業務限定：第23条	
③職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(行動フロー ^{※3} 参照)	特別休暇 (有給)	必要と認められる期間	疎明書(発熱、看護状況等)	教職員：第37条第1項第13号 有期雇用：第9条第1項第2号ハ 業務限定：第23条	親族の範囲は、「配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、おじおば」(姻族を含む。)
④職員の中学校就学の始期に達するまでの子が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合で、当該職員以外に看護を行う者がいない場合	特別休暇 (有給)	必要と認められる期間	診断書等及び疎明書(子の養育・看護状況等)	教職員：第37条第1項第14号 有期雇用：第20条 業務限定：第23条	
⑤職員の子が通学する学校等 ^{※4} が新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため臨時休校した場合で、当該職員以外に当該子の世話をする者がいない場合	特別休暇 (有給)	必要と認められる期間	学校等からの通知等及び疎明書(子の養育・看護状況等)	教職員：第37条第1項第14号 有期雇用：第20条 業務限定：第23条	
⑥職員の子が保育所等 ^{※5} における保育の提供を受けている場合において、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため当該保育の提供が実施されない場合で、当該職員以外に当該子の世話をを行う者がいない場合	特別休暇 (有給)	必要と認められる期間			

【留意事項】

- ・適用期間は当分の間とし、時間単位での取得も可能とする。

※1 教職員:公立大学法人宮城大学就業規則、有期雇用職員:公立大学法人宮城大学有期雇用職員就業規則、業務限定職員:公立大学法人宮城大学業務限定職員就業規則

※2 感染症予防法=感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※3 令和2年3月19日新型コロナウイルス感染対策本部会議決定「教職員が新型コロナウイルス感染症と判明した者と濃厚接触した場合の行動フロー」

※4 学校等=学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、義務教育学校(当該子が前期課程に在籍している場合に限る。)、中学校、高等学校(当該子がこれらに設置される特別支援学級に在籍している場合に限る。)
又は特別支援学校

※5 保育所等=児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等